

第37期
平成28年度 社会福祉法人育英会

事業報告書

(法人本部)

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

目次

	頁
1. 法人の概要	2
(1) 法人の目的.....	2
(2) 経営の原則.....	2
(3) 所在地.....	2
2. 役員について	2
(1) 役員の定数（8名）.....	2
(2) 評議員選任・解任委員の定数（4名）.....	2
(3) 役員（理事・監事）名簿.....	2
(4) 評議員選任・解任委員名簿.....	3
3. 会計監査の実施状況	3
(1) 平成27年度会計監査（育英会監事による）.....	3
4. 役員の研修参加状況	3
(1) 外部研修の参加予定.....	3
5. 理事会の開催状況（詳細）	4
6. 評議員選任・解任委員会の開催状況（詳細）	4
7. 職務分担	5

1. 法人の概要

(1) 法人の目的

社会福祉法人育英会は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

第2種社会福祉事業 保育所みそら保育園の経営

名 称	みそら保育園
施 設 長	伊藤 裕敬
認可定員・利用定員	認可定員：90名（利用定員：80名）
職 員 数	(年度当初) 25名 ⇒ (年度末) 25名
児 童 数	(年度当初) 75名 ⇒ (年度末) 87名
認可設立年月日	昭和27年11月14日
法人認可年月日	昭和54年08月08日
認 可 番 号	第932号

(2) 経営の原則

社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(3) 所在地

福島県いわき市勿来町酒井北ノ内4番地

2. 役員について

(1) 役員の定数（8名）

理 事 6名
監 事 2名

(2) 評議員選任・解任委員の定数（4名）

外部委員 1名
監 事 2名
事務局員 1名

(3) 役員（理事・監事）名簿

No.	役 職	氏 名	代表権	欠 格 事 由	特 殊 関 係 者	就任年月日	備 考
1	理事長	伊藤 裕敬	有	無	無	H28.4.1	—
2	理 事	高木 克靖	無	無	無	H28.4.1	理事長職務代理人
3	理 事	秋元 澄江	無	無	無	H28.4.1	—
4	理 事	鈴木 益雄	無	無	無	H28.4.1	—
5	理 事	藤本 誠	無	無	無	H28.4.1	—
6	理 事	中尾 剛	無	無	無	H28.4.1	—
1	監 事	荒川 勝雄		無	無	H28.4.1	苦情解決第三者委員
2	監 事	新藤 孝弘		無	無	H28.4.1	苦情解決第三者委員

(4) 評議員選任・解任委員名簿

No.	役職	氏名	就任年月日	備考
1	外部委員	渡邊 康一	H29.2.9	—
2	監事	荒川 勝雄	H29.2.9	—
3	監事	新藤 孝弘	H29.2.9	—
4	事務局員	伊藤 幸恵	H29.2.9	評議員選任・解任委員長

3. 会計監査の実施状況

(1) 平成27年度会計監査（育英会監事による）

実施日時	場所	監査担当	会計監査結果
H28.04.27(水)	みそら保育園 職員室	監事 荒川 勝雄 監事 新藤 孝弘	指摘事項無し

4. 役員の研修参加状況

(1) 外部研修の参加実績

参加者	理事長 伊藤 裕敬
日時	平成28年5月24日（火）・25（水）
研修場所	郡山市 ホテルプリシード郡山
研修名称	平成28年度 日本保育協会福島県支部総会・研修会
研修概要	研修（1） 講義 「保育士の資質向上のための手法」 講師 東京福祉大学社会福祉学部保育児童学科 助教 矢野 景子 氏 研修（2） 講義 「保育制度改革を巡る動き」 講師 日本保育協会本部 常務理事 杉上 春彦 氏

7. 職務分担

種別	職務内容
<p>理事長</p> <p>理事長 職務代理人</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事長は、法令、定款等で理事長の業務として定められたものを行うとともに、法人が定めた理事長専決事項に関する業務を行う。 2. 理事長専決事項とされた業務を行った後は、定款等で定められた方法で理事会に報告をする義務がある。 3. 理事長が行うべきとされている主な業務は、次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事等の委嘱（定款第16条） ② 理事長の専決事項として法人が定めたものに係る業務及びそれに関する理事会への報告（定款第24条） ③ 理事会の招集（定款第25条等） ④ 法人の資産の管理（定款第31条） ⑤ 事業計画及び予算の編成（定款第32条） ⑥ 決算関連業務（定款第33条） ⑦ 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成する。 ⑧ 監事の監査を経て、理事会の認定を得る。 ⑨ 認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備え置き、利害関係者等への閲覧に供する。
<p>理 事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 理事は、すべて社会福祉法人の業務について社会福祉法人を代表する。（社会福祉法第38条） 2. 社会福祉法人の中心となる機関は理事会である。理事は、理事の合議体である理事会において法人・施設の経営方針を立て、事業計画や予算等の法人の重要な方針決定に参画する。 3. 理事は、社会福祉法人の事業運営の全体について責任を負うものであり、理事会を構成する個々の理事の責務は、極めて大きなものがあり、決して名目的、名譽的な理事であってはならない。
<p>監 事</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監事の主な職務は、次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況についての監査。 毎年、定期的な監査報告書の作成並びに理事会への報告。 ② 監査した結果、不正の点があることを発見したときの所轄庁への報告。 ③ 理事の業務執行の状況又は社会福祉法人の財産の状況について理事に対する意見の表明。
<p>評議員選任・ 解任委員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 評議員・選任解任委員の主な職務は、次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 評議員の選任ならびに解任を行う。